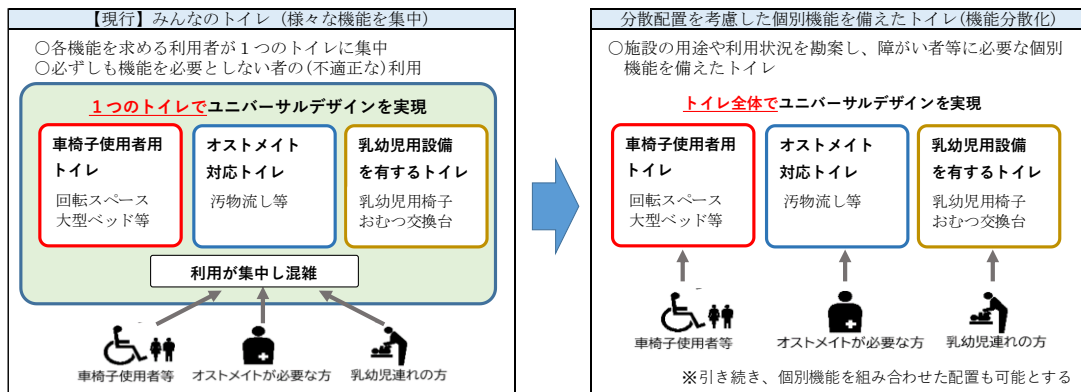


整備基準の見直しについて（前回会議までの整理）

1. 便所の機能分散化

様々な機能が一箇所に集中していることによる利用者の競合の防止や適正利用の推進、当事者団体からの意見等を踏まえ、現行の「みんなのトイレ」内の機能を便所内で分散、組み合わせた配置を可能とする規定に見直しを図る。



2. 乳幼児用設備の基準の遵守規定への引上げ

妊婦や乳幼児連れでも外出しやすい環境整備を図るため、乳幼児を連れての長時間の利用が見込まれる施設(官公庁、商業施設、社会教育施設等)のうち 1,000 m²規模以上の施設について、努力規定から遵守規定に引き上げる。

3. 施設計画段階からの利用者の参画

条例改正（令和4年度改正、第7条）を踏まえた取組の推進のため、バリアフリー化への責務が大きく、特に関係者の参画を促す必要性が高いと見込まれる国や地方公共団体が整備する公共的施設について、施設整備の計画策定等への利用者の参画を努力規定として追加する。

4. 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備の基準の見直し

情報提供の必要性に鑑み、当事者団体からのヒアリング意見等も踏まえて次のとおり基準の見直しを行う。

整備基準の規定	整備基準（遵守義務）	整備基準（努力義務）	ガイドブック(望ましい水準)
(1) 文字情報表示設備（窓口設置の場合）	・ 医療施設 （無床診療所を除く） ・ 金融機関等	— ←	その他公共的施設
(2) 文字表示設備（貸会議室設置の場合）	・ 官公庁施設 ・ 教育文化施設 （図書館、集会場等）等	— ←	その他公共的施設
(3) 難聴者の聴力を補う設備（客席設置の場合）	1,000 m ² 以上 — ←	・ 官公庁施設 ・ 教育文化施設 ・ 運動施設 等	← その他公共的施設

＜参考＞運用改善・ガイドライン・施策での対応等として整理したもの

1 用途や規模の状況を踏まえた「遵守」の取扱いの検討

整備基準を遵守する場合と同等以上に障害者等が安全かつ快適に利用できる場合や、規模や構造・地形の状況等により適合が困難である場合は、適合に準ずる「遵守」として取扱うことができることになっている。（第13条ただし書き適用）

しかし、グループホームなど小規模福祉施設を既存建築物の改修により整備する場合、厳格に基準の遵守を求める事例もあるため、こうした事例等について、柔軟かつ十分なバリアフリー整備の対応ができるよう、ただし書きの運用を整理する。

2 幅広歩道等におけるベンチ等の休憩施設設置促進について

道路におけるベンチ設置推進について、「望ましい水準」として位置付けを行う。

3 避難設備の整備基準や施設の円滑な利用のための支援の提供について

設備を活かしたソフト的な対応事項（例：整備された放送設備を使ったわかりやすい放送、適正利用に向けた貼り紙等による注意喚起、非常時の体制の整備等）を確認する書面の提出を、施設整備の事前協議書類として追加する。